

安全な食品の流通に向けた取組み ～放射性物質への対応～

- 北海道における食品の安全性確認の取組み
 - ・ 農水産物の生産環境モニタリング調査の実施
 - ・ 北海道食品衛生監視指導計画の推進
- 17都県における放射性セシウムの検査対応
 - ・ 食品中の放射性物質に関する検査の実施
 - ・ 生産現場における対応

H 2 4 年 度 農水産物の生産環境モニタリング調査の実施状況

■ 道立衛生研究所(放射能水準調査:文科省委託事業)

区 分	H23年事故後の測定体制	H24年度の測定体制
空間放射線量率	札幌市(道衛研:24時間連続測定)	・札幌市(道衛研)のほか、新たに9総合振興局(4/1～)で測定
大気中浮遊じん	対応無し	・3ヵ月に1回測定
降下物(降水等)	札幌市(3/14～毎日測定※、H24/1～月1回測定)	・月1回測定
上水(水道水)	札幌市(3/23～毎日測定※、H24/1～3ヵ月に1回測定)	・3ヵ月に1回測定
農水産物など	変更無し(牛乳、大根、ほうれん草、精米、日常食、鮭、昆布、牧草等)	変更無し

※事故発生後、放射能水準調査契約に基づく「モニタリング強化期間」となり、国への測定結果の報告頻度が1年1回から毎日に強化された。

■ 道独自の調査項目

区 分	H23年度	H 2 4 年 度
大 気 (空間放射線量率)	13総合振興局等(石狩除く)で3/23～毎日9時、13時、17時測定(10/22～毎日9時のみ、12/23～火・金曜9時に変更)	(環境放射能水準調査によるモニタリングポストが総合振興局9カ所に設置されたことから、振興局での調査を終了)
水道水	道内4地点(函館、稚内、帯広、根室)、(4/24～毎月1回)	23年度同様(4地点、毎月1回)
海 水	・太平洋沖沿海域3地点(室蘭沖、えりも沖、釧路沖)表・下層(4/11～隔週) ※ 採水地点を海岸付近の漁港に変更(室蘭市イタンキ漁港、様似町旭漁港、厚岸町床譚漁港:9/27～隔週)	・太平洋側の3漁港(室蘭市イタンキ漁港、様似町旭漁港、厚岸町床譚漁港:隔週)
農地土壌	・試験場7カ所(4/18～10月末迄 4週毎8回) 水田土壌(8、9月)と玄米(9月)について補完調査として実施 ・道東地域3カ所の土壌について補足調査を実施(11月)	・試験場(7カ所)で実施(4月～10月まで月1回、7回) ・水田土壌(8、9月)及び玄米(収穫前)を実施(3農試)
水産物	・太平洋海域(4/15～適宜)を中心に実施 ・回遊性魚種等は国のモニタリング事業を活用し、道は沿岸定着性の貝類、コンブ類等について実施(9月～適宜)	・太平洋海域を中心に本道周辺海域で広く実施 ・回遊性魚種等は国のモニタリング事業を活用し、道は沿岸定着性の貝類、コンブ類等について実施
流通食品	対応無し	・食品中の放射性物質について新たな基準値が設定されたことから、道内に流通する道外産農産物等の検査を「平成24年度北海道食品衛生監視指導計画」に基づき実施



北海道放射線モニタリング総合サイト

空間放射線量率 | 空間放射線量率(観光地) | 水産物 | 水道水 | 農地土壌 | 海水 | その他調査(リンク一覧)

空間放射線量率モニタリング結果

空間放射線量率は**平常レベルで推移しています。**

2012年07月05日 9:00のデータ

地名をクリックすると過去の測定値がご覧いただけます。
[全件データ\(CSV\)ダウンロード](#)

単位: $\mu\text{Sv/h}$



北海道放射線モニタリング総合サイト - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 進む 印刷 検索 お気に入り 移動 リンク

アドレス http://monitoring-hokkaido.info/

水産物の放射性物質検査対象魚種

※魚種名をクリックすると過去の測定値がご覧いただけます。

測定結果は国の定める基準値の範囲内であり、**北海道の水産物は安全です。**

全魚種			
全魚種一覧	データ一括ダウンロード(CSV)		
魚類			
シロサケ	カラフトマス	イカナゴ(コウナゴ)	マンカワ
サンマ	マサバ	ゴマサバ	マダラ
スケウダラ	ホッケ	シシャモ	サマガレイ
アブラガレイ	アカガレイ	イシガレイ	ババガレイ
ヒレグロ	カタクチイワシ	マイワシ	シマノイ
クロソイ	ブリ	アラメヌケ	アイナメ
ハタハタ	オニカジカ	トゲカジカ	ニシン
ワカサギ	サクラマス	コマイ	キチジ
マガレイ	アサバガレイ	オヒョウ	ケムシカジカ
ギスカシカ	ソウハチ	ウサギアイナメ	ホテイウオ(ゴッコ)
ヤナギノマイ	メガネカスベ		
軟体類・貝類			
スルメイカ	ヤナギダコ	ホタテガイ	ホタテガイ干貝柱(天然)
カキ	ウバガイ(ホッキガイ)	オオカラフトバイ(灯台ツブ)	アサリ
ミスダコ			
甲殻類			
エビ			
その他			
乾燥マコブ(天然)	乾燥ミツシコブ(天然)	乾燥ナガコブ(天然)	ツチクジラ

インターネット

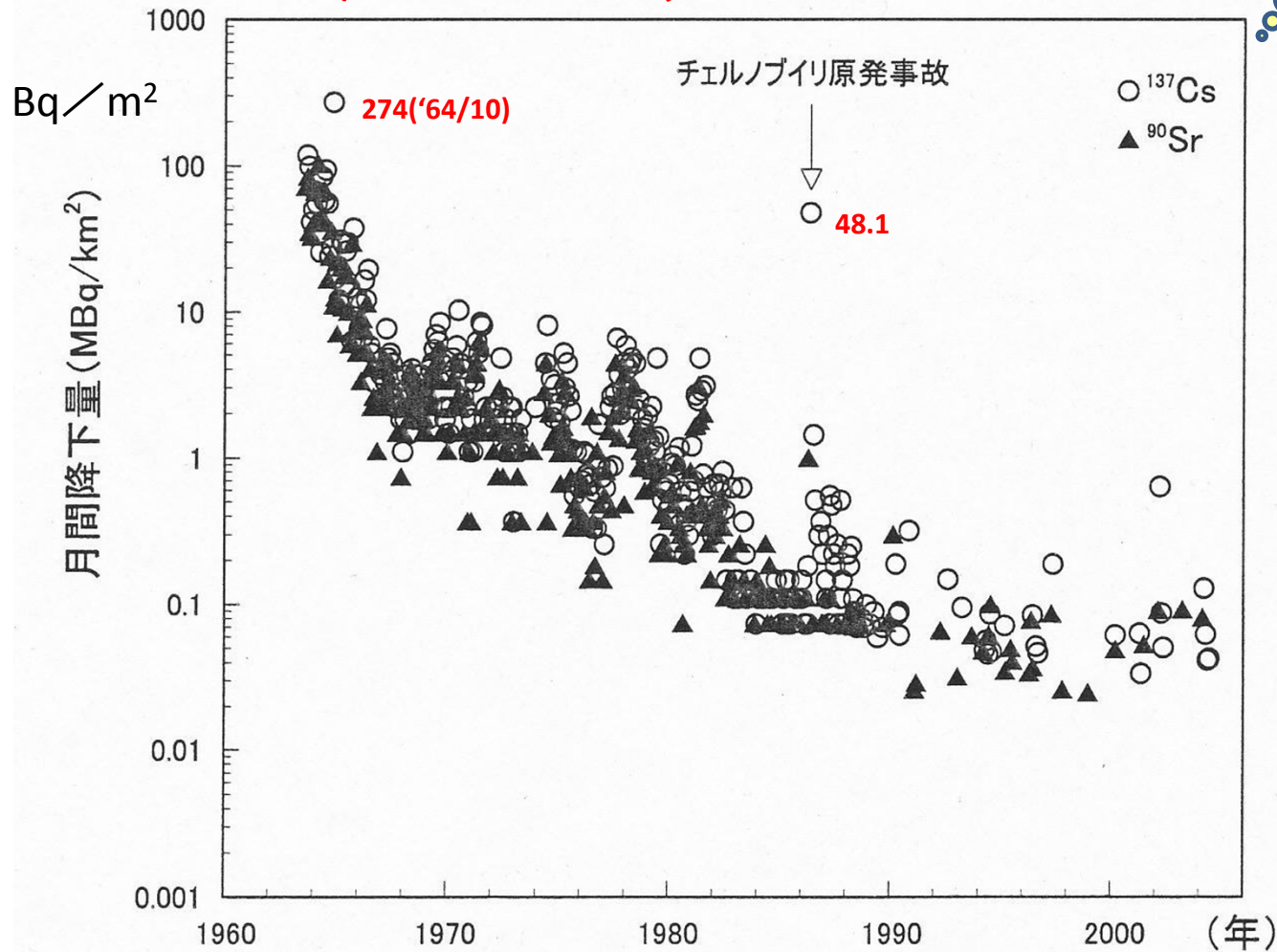
スタート 職員ポータル - Micros... 北海道の空間放射線... 北海道放射線モニタ... 講演資料(安全確保) 16:31

大気圏内核爆発実験

米・ソ・英・仏

中国

重要な図です



札幌市(道衛研)での
福島原発事故後の
月間降下物 ^{137}Cs

- 5.7 (2011年4月)
- 2.3 (5月)
- 0.45 (7月)
- 0.35(6月)
- 0.13(2012年4月)
- 0.093(9月)
- 0.07 (8月)
- 0.053(2012年5月)

10月～3月まで不検出

図1 札幌市における降下物中の ^{137}Cs
及び ^{90}Sr の経年変化

北海道における放射能濃度等のモニタリング状況

1 空間放射線量率の推移【過去の平常値の範囲(札幌市) 0.02～0.105μSv/h】

測定地	H23年度測定 (最小・最大値)	H24年4月以降 (4/2～6/30)	これまでの最小値 /最大値
札幌市	0.023～0.064	0.025～0.041	0.023～0.064
岩見沢市	0.022～0.068	0.031～0.059	0.022～0.068
倶知安町	0.030～0.076	0.026～0.049	0.026～0.075
室蘭市	0.022～0.058	0.024～0.050	0.022～0.058
浦河町	0.038～0.070	—	0.038～0.070
函館市	0.020～0.060	0.027～0.056	0.020～0.056
江差町	0.032～0.072	—	0.032～0.072
旭川市	0.030～0.078	0.029～0.066	0.029～0.078
留萌市	0.026～0.078	—	0.034～0.078
稚内市	0.030～0.076	0.023～0.054	0.023～0.076
網走市	0.028～0.060	0.024～0.054	0.024～0.060
帯広市	0.030～0.058	0.029～0.057	0.029～0.058
釧路市	0.026～0.042	0.038～0.059	0.026～0.059
根室市	0.026～0.052	—	0.026～0.052

- ① 札幌市(道衛研)を除く13総合振興局等での観測体制を整備し、3月23日から観測を開始。
- ② 平成24年4月以降は、9総合振興局に整備したモニタリングポストで24時間連続測定を開始。
- ③ 道内観光地(16地点)では7月25日以降、大気の放射線量を月1回の頻度で観測を開始。これまで平常レベルです。
- 【五稜郭公園、洞爺湖温泉、登別温泉、ニセコグランヒラフスキー場、小樽運河浅草橋街園、道庁赤れんが前、道の駅サーモンパーク千歳、新ひだか町観光情報センター、襟裳岬、十勝川温泉、旭山動物園、宗谷岬、釧路市湿原展望台、納沙布岬、オホーツク流水館、JR知床斜里駅前】

2 札幌における月間降下物の放射能濃度 (単位:メガベクレル(MBq)／km²)

区 分	H23/3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～3月迄	H24/4月	5月
降下物	131I	0.21	5.7	0.58	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	134Cs	ND	6.0	2.4	0.39	0.38	0.13	0.12	ND	0.11
	137Cs	ND	5.7	2.3	0.35	0.45	0.070	0.093	ND	0.13

北海道における放射能濃度等のモニタリング状況

3 農地土壌における放射能濃度 (H23年4/18~10/31、H24年5/7~6/25時点)

震災前(H20～22年)の¹³⁷Cs
測定値 14～19Bq/kg乾土

採取地	中央農試 (長沼町)		道南農試 (北斗市)		上川農試 (比布町)		上川天北支場 (浜頓別町)		十勝農試 (芽室町)		北見農試 (訓子府町)		根釧農試 (中標津町)	
区 分	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24	H23	H24
131I	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
134Cs	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
137Cs	ND～ 4.9	ND～ 6.4	9.4～ 12.4	5.6～ 10.6	ND～ 7.0	ND～ 5.0	9.6～ 12.3	6.2～ 12.8	ND～ 10.7	6.9～ 8.8	ND～ 8.0	ND～ 9.0	6.3～ 11.7	10.2～ 11.0

注 131I =ヨウ素131、134Cs =セシウム134、137Cs =セシウム137(単位: Bq/kg)

3-1 道東地域土壌の緊急調査（H23年11月16～17日実施）

根室市(ニホロ)、別海町及び浜中町(農業改良普及センター)から土壌を採取し、測定の結果、浜中町ではセシウム137が17.9ベクレル/kg検出し、根室市及び別海町ではいずれも不検出です。

3-2 H23年産水稻栽培ほ場の土壌調査(補完調査)

上川農試、中央農試、道南農試の3ほ場から採取(8月8日及び9月5日)した土壌を測定の結果、道南農試ではセシウム137が12、3、13、3ベクレル/kg検出し、それ以外では不検出です。

3-3 H23年産玄米、稲わらの放射性物質調査(補足調査)

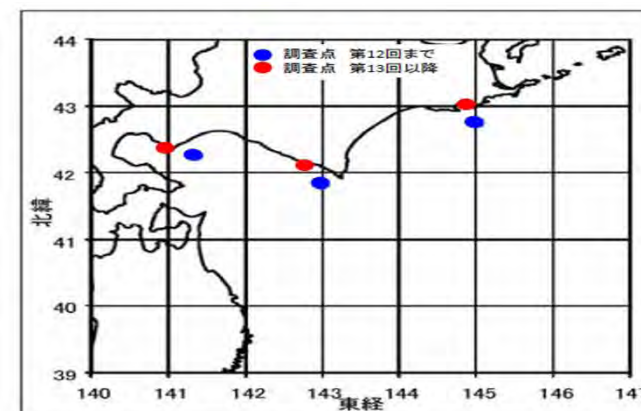
上記3農試からの玄米(9月1日採取)及び稲わら(9月採取)について補足調査の結果、いずれもヨウ素、セシウムは不検出です。

4 水道水の放射能濃度（H23年4/24～24年6/27時点）

道では、函館、稚内、帯広及び根室の上水道を採取(月1回)し、測定の結果、これまでヨウ素、セシウムは不検出です。

5 海水の放射能濃度（H23年4/11～H24年6/19時点）

道内3地点(9/12日迄は室蘭沖、えりも沖、釧路沖、9/27日以降は室蘭、様似、厚岸の港)で採水し、測定の結果、これまでヨウ素、セシウムは不検出です。



6 北海道内における水産物モニタリング実施結果（H23年4月～H24年6月末）

区 分		平成23年度モニタリング調査状況						H24年度の推移(6月末)		
魚 種	採取時期	検査 回数	測定結果 (Bq/kg)				検査 回数	測定結果		
			ヨウ素 I-131	セシウム		Cs-137		ヨウ素 I-131	セシウム Cs-134, 137計	
				Cs-計	Cs-134					
シロザケ	4中旬 ～ 6中旬	4	N. D.	0.45 ～ 7.38	N. D. ～ 3.43	0.45 ～ 3.95	11	N. D.	N. D. ～ 0.58	
カラフトマス	4中旬 ～ 6中旬	4	N. D.	4.60 ～ 76.68	1.85 ～ 33.44	2.75 ～ 43.24	10	N. D.	N. D. ～ 1.75	
スルメイカ	7下旬 ～ 12中旬	27	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
サンマ	6下旬 ～ 11中旬	25	N. D.	N. D. ～ 12.02	N. D. ～ 5.95	N. D. ～ 6.07	—			
ブリ	9中旬	1	N. D.	2.60	1.00	1.60	—			
シロサケ(秋鮭)	8下旬 ～ 11下旬	30	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
マイワシ	9下旬 ～ 10中旬	2	N. D.	1.10 ～ 1.73	N. D. ～ 0.73	N. D. ～ 1.10	—			
カタクチイワシ	9下旬 ～ 10中旬	3	N. D.	N. D. ～ 1.27	N. D. ～ 0.59	N. D. ～ 0.72	—			
スケトウダラ	8下旬 ～ 3下旬	89	N. D.	N. D. ～ 3.90	N. D. ～ 1.70	N. D. ～ 2.20	14	N. D.	N. D. ～ 2.17	
マダラ	8下旬 ～ 3下旬	77	N. D.	N. D. ～ 70.00	N. D. ～ 31.00	N. D. ～ 39.00	25	N. D.	N. D. ～ 49.00	
カレイ類	6中旬 ～ 3下旬	64	N. D.	N. D. ～ 2.70	N. D. ～ 1.30	N. D. ～ 1.40	18	N. D.	N. D. ～ 0.58	
ホッケ	9月上旬 ～ 2下旬	17	N. D.	N. D. ～ 1.00	N. D.	N. D. ～ 1.00	—			
カジカ類	10月上旬 ～ 2中旬	12	N. D.	N. D. ～ 0.53	N. D.	N. D. ～ 0.53	—			
アイナメ類	10月上旬 ～ 2下旬	7	N. D.	N. D. ～ 0.86	N. D. ～ 0.53	N. D. ～ 0.86	—			
ソイ類	9中旬 ～ 2下旬	9	N. D.	N. D. ～ 1.20	N. D. ～ 0.55	N. D. ～ 0.65	2	N. D.	N. D.	
キチジ(キンキ)	2中旬 ～ 3中旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6	N. D.	N. D.	
シシャモ	9月上旬 ～ 11中旬	8	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
ハタハタ	10中旬 ～ 12月上旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
ニシン	11月上旬 ～ 3中旬	5	N. D.	N. D. ～ 0.65	N. D.	N. D. ～ 0.65	—			
エイ類	2月上旬 ～ 3下旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3	N. D.	N. D.	
ホテイウオ(ゴッコ)	1月上旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
コマイ	12月上旬 ～ 3下旬	13	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
イカナゴ	5中旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
サクラマス	3中旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
コンブ類	8月上旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
タコ類	9中旬 ～ 3月上旬	7	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6	N. D.	N. D.	
ケガニ	12月上旬 ～ 12中旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1	N. D.	N. D.	
エビ類	3月上旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
カキ	7中旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3	N. D.	N. D.	
ホタテガイ	10中旬 ～ 3下旬	10	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	6	N. D.	N. D.	
ホタテガイ乾貝柱	7下旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
ツブ類	9中旬 ～ 12中旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3	N. D.	N. D.	
ウバガイ(ホッキ)	9中旬 ～ 12中旬	5	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	1	N. D.	N. D.	
アサリ	9中旬 ～ 12中旬	4	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	3	N. D.	N. D.	
ウニ類	2月上旬	1	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	2	N. D.	N. D.	
マナマコ		—					3	N. D.	N. D.	
ワカサギ	2中旬 ～ 3中旬	2	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	—			
36分類(H23年)		451					125			

※ 実施主体：水産庁、北海道

※ 検査機関：(財)海洋生物環境研究所、北海道

※ N. D.：不検出（検出限界(およそ0.5前後)未満)

■ 北海道食品衛生監視指導計画に基づく検査状況

□食品の放射性物質検査結果について						※1 Ge:ゲルマニウム半導体検出器(精密検査機器)				
						NaI:NaI(Tl)シンチレーション検出器(簡易検査機器)				
						※2 検査結果が不検出の場合は「<検出下限」を記載				
NO	食品 カテゴリ	品目名	産地			結果 判明日	検査 機器※1	検査結果(Bq/kg)※2		
			都道府県	市町村	その他 (海域、河川、製造所等)			セシウム 134	セシウム 137	セシウム 合計
1	農産物	レタス	茨城県	古河市	-	H24.4.18	Ge	<3.4	<3.2	<6.6
2	農産物	キャベツ	群馬県	太田市	-	H24.4.18	Ge	<3.4	<3.0	<6.4
3	農産物	ナガネギ	群馬県	太田市	-	H24.4.18	Ge	<3.8	<3.2	<7.0
4	農産物	ダイコン	千葉県	銚子市	-	H24.4.19	Ge	<3.7	<3.2	<6.9
5	農産物	キャベツ	群馬県	伊勢崎市	-	H24.4.19	Ge	<4.2	<3.0	<7.2
6	農産物	キャベツ	千葉県	銚子市	-	H24.4.20	Ge	<4.5	<2.8	<7.3
7	農産物	ダイコン	茨城県	古河市	-	H24.4.20	Ge	<3.1	<2.8	<5.9
8	農産物	サツマイモ	茨城県	行方市	-	H24.4.20	Ge	<5.1	5.78	5.78
9	農産物	キャベツ	茨城県	結城郡八千代町	-	H24.5.21	NaI	<10	<10	<20
10	農産物	キュウリ	茨城県	つくば市	-	H24.5.21	NaI	<10	<10	<20
11	農産物	サツマイモ	茨城県	行方市	-	H24.5.22	NaI	<10	<10	<20
12	農産物	ハクサイ	茨城県	坂東市	-	H24.5.22	NaI	<10	<10	<20
13	農産物	キャベツ	茨城県	結城郡八千代町	-	H24.5.22	NaI	<10	<10	<20
14	農産物	ダイコン	茨城県	結城市	-	H24.5.22	NaI	<10	<10	<20
15	農産物	ダイコン	群馬県	伊勢崎市	-	H24.5.22	NaI	<10	<10	<20
16	農産物	ダイコン	千葉県	銚子市	-	H24.5.22	NaI	<10	<10	<20
17	農産物	ニンジン	埼玉県	熊谷市	-	H24.5.23	NaI	<10	<10	<20
18	農産物	サツマイモ	茨城県	行方市	-	H24.5.23	NaI	<10	<10	<20
19	農産物	ナガネギ	埼玉県	深谷市	-	H24.5.29	NaI	<10	<10	<20
20	農産物	ハクサイ	茨城県	結城市	-	H24.5.29	NaI	<10	<10	<20
21	農産物	チンゲンサイ	茨城県	行方市	-	H24.5.30	NaI	<10	<10	<20
22	農産物	レタス	岩手県	矢巾町	-	H24.5.30	NaI	<10	<10	<20
23	農産物	キュウリ	茨城県	筑西市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
24	農産物	キャベツ	茨城県	古河市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
25	農産物	キュウリ	群馬県	太田市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
26	農産物	ナス	群馬県	太田市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
27	農産物	トマト	茨城県	結城市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
28	農産物	キュウリ	群馬県	高崎市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
29	農産物	キャベツ	千葉県	銚子市	-	H24.6.12	NaI	<10	<10	<20
30	農産物	ニンジン	茨城県	古河市	-	H24.6.13	NaI	<10	<10	<20
31	農産物	ナガネギ	千葉県	匝瑳市	-	H24.6.13	NaI	<10	<10	<20
32	農産物	キャベツ	茨城県	潮来市	-	H24.6.18	NaI	<10	<10	<20
33	農産物	キャベツ	茨城県	古河市	-	H24. 6.19	NaI	<10	<10	<20

情報掲載場所:北海道ホームページ

〈災害情報〉原子力に関する情報 →
北海道放射線モニタリング総合サイト →
その他調査(リンク一覧) →

食品の放射性物質検査結果について
(保健福祉部食品衛生課)

食品中の放射性セシウムに関する検査体制

■原子力災害対策本部による指示

①過去に**複数**品目で出荷制限指示の対象となった自治体(6県)

福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

②過去に**単一**品目で出荷制限指示の対象となった自治体及び出荷制限指示対象自治体の**隣接**自治体(11都県)

青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※水産物の検査対象(50Bq/kg越えの放射性セシウムが検出された自治体)

(1)海産魚種：福島県、宮城県、茨城県、岩手県、千葉県

(2)内水面魚種：上記①及び②に掲げる自治体

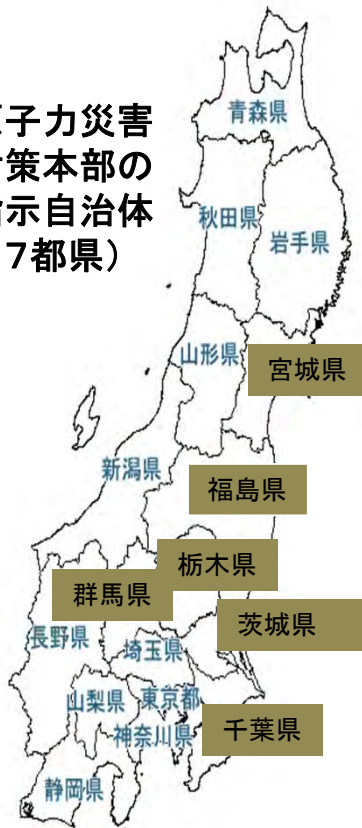
■その他、各自治体における検査

○食品衛生法に基づく「食品衛生監視指導計画」による検査
(検査体制を有する)都道府県及び保健所設置の自治体

※ 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準値を超えた場合は、**同一ロットの食品の回収や廃棄が指示**されるなど、適切に対応。また、厚生労働省に検査の結果を報告し、**当該自治体及び厚労省で公表**。

※ 生産地域の広がりなどを考慮して、原子力災害対策本部による**出荷制限等**が指示される。

原子力災害
対策本部の
指示自治体
(17都県)



厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

〈東日本大震災関連情報 食品中の放射性物質への対応：新基準値、検査、出荷制限等〉

食品中の放射性セシウムに関する検査計画

(厚生労働省資料)

原子力災害対策本部	■対象自治体(17都県)、対象品目、対象区域・検査頻度を指示
厚生労働省	■各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を要請

	福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県			青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県		
	>50Bq/kg 検出市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村	>50Bq/kg 検出市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村
>100Bq/kg	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上	1検体以上
50～ 100Bq/kg	3検体以上	1検体以上	—	3検体以上 (注)	1検体以上 (注)	—
乳	クーラーステーション単位で週1回			検出状況を考慮して2～3週に1回		
牛肉	農家毎に3か月に1回			岩手県は農家毎に3か月に1回		
内水面魚	週1回程度			過去の検査結果を考慮して設定		

(注) 50Bq/kgを越える放射性セシウムを検出した都県で対象とする。

	福島県、宮城県、茨城県	岩手県、千葉県
海産物	週1回程度	過去の検査結果を考慮して設定

平成24年度 農産物等の調査結果の概要（農林水産省資料）

(平成24年4月1日～6月30 日)

品 目	調査点数	放射性セシウム基準値内		放射性セシウム基準値越	暫定規制値適用中(H24年3月31日迄)の100Bq/kg超の調査点数(H23年度)
		50Bq/kg以下 (「検出せず」含む)	50以上100Bq/kg以下		
麦	53	53	0	0	
米	—				9／3, 217点
野菜類	5, 177	5, 173	2	2	385／11, 998点
果実類	526	515	9	2	221／2, 724点
きのこ・山菜類	2, 961	2, 117	373	471	508／1, 961点
その他地域特産物	64	63	1	0	
合 計	8, 781	7, 921	385	475	

品 目	基準値以下(「検出せず」を含む)	基準値超	放射性セシウムの新基準値	調査集計期間
飲 用 茶	604	13	10ベクレル(Bq)／kg以下	H24/4/1～6/15
原 乳	1, 879	0	50ベクレル(Bq)／kg以下	H23/7～H24/6/18
豚 肉	123	1	100ベクレル(Bq)／kg以下	H24/4/1～5/31
鶏 肉	38	0	〃	〃
卵	90	0	〃	〃
その他畜産	46	0	〃	〃

品 目	検査点数	放射性セシウム暫定規制値(500Bq/kg) 以下					500Bq/kg越
		新基準値以下(「検出せず」を含む)	100超200Bq/kg以下	200超300Bq/kg以下	300超400Bq/kg以下	400超500Bq/kg以下	
牛肉(H24/4～)	20, 052	20, 051	1	0	0	0	0
〃(H23年度)	90, 661	89, 569	548	221	106	60	157

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品(7月5日現在)

県 名	出 荷 制 限 品 目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー・カリフラワー等のアブラナ科の花雷類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、<u>たけのこ</u>、<u>わさび</u>(畑において栽培されたものに限る。)、<u>くさそてつ(こごみ)</u>、<u>たらのめ</u>(野生のものに限る。)、<u>ふきのとう</u>(野生のものに限る。)、<u>こしあぶら</u>、<u>ぜんまい</u>、<u>わらび</u>、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23年、<u>24年産</u>)、<u>ヤマメ</u>(養殖を除く。)、<u>ウグイ</u>、アユ(養殖を除く。)、<u>イワナ</u>(養殖を除く。)、<u>コイ</u>(養殖を除く。)、<u>フナ</u>(養殖を除く。)、イノシシ肉、クマ肉、水産物36種※ (全域) 牛肉 注1)
茨城県	(一部地域) <u>原木シイタケ</u>(露地・施設栽培)、<u>たけのこ</u>、<u>こしあぶら</u>(野生のものに限る。)、茶、<u>シロメバル</u>、<u>スズキ</u>、<u>ニベ</u>、<u>ヒラメ</u>、<u>コモンカスベ</u>、<u>アメリカナマズ</u>(養殖を除く。)、<u>ギンブナ</u>(養殖を除く。)、<u>ウナギ</u>、<u>イシガレイ</u> (全域) イノシシ肉 注1)
栃木県	(一部地域) 茶、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、<u>原木シイタケ</u>(露地・施設栽培)、<u>たけのこ</u>、<u>くさそてつ(こごみ)</u>(野生のものに限る。)、<u>こしあぶら</u>(野生のものに限る。)、<u>さんしょう</u>(野生のものに限る。)、<u>ぜんまい</u>(野生のものに限る。)、<u>たらのめ</u>(野生のものに限る。)、<u>わらび</u>(野生のものに限る。)、<u>イワナ</u>(養殖を除く。)、<u>ウグイ</u>(養殖を除く。) (全域) 牛肉 注1)、イノシシ肉 注1)、シカ肉
千葉県	(一部地域) <u>原木シイタケ</u> (露地・施設栽培)、 <u>たけのこ</u> 、茶
神奈川県	(一部地域) 茶
群馬県	(一部地域) <u>ヤマメ</u> (養殖を除く。)、 <u>イワナ</u> (養殖を除く。)、茶
宮城県	(一部地域) <u>原木シイタケ</u>(露地栽培)、<u>たけのこ</u>、<u>くさそてつ(こごみ)</u>、<u>こしあぶら</u>、<u>ぜんまい</u>、<u>スズキ</u>、<u>ヒラメ</u>、<u>マダラ</u>、<u>ヒガンフグ</u>、<u>ヤマメ</u>(養殖を除く。)、<u>ウグイ</u>、<u>イワナ</u>(養殖を除く。)、<u>クロダイ</u> (全域) 牛肉 注1)、<u>イノシシ肉</u>、<u>クマ肉</u>
岩手県	(一部地域) <u>原木シイタケ</u>(露地栽培)、<u>たけのこ</u>、<u>こしあぶら</u>、<u>せり</u>(野生のものに限る。)、<u>ぜんまい</u>、<u>わらび</u>(野生のものに限る。)、<u>マダラ</u>、<u>イワナ</u>(養殖を除く。)、<u>ウグイ</u> (全域) 牛肉 注1)

注1)福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除

注2)太字については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す。

※ 福島県沖では、現在のところ全ての沿岸漁業及び底引き網漁業の操業は行われていない。詳細品目は厚生労働省HPで確認。

農業生産現場における対応(農林水産省資料より)

1 野菜、果実、茶等の農産物に関する取組

①放射性物質の低減対策

- ・果樹の粗皮削り・樹体洗浄等、茶の剪定・整枝
- ・農地の除染、肥料等の資材の調査、暫定許容値の設定

②収穫後の放射性物質調査(調査対象17都県)

2 24年産米の取組

23年産米の調査結果を基に、

①警戒区域や計画的避難区域のほか、500Bq/kgを超過した値が見られた地域等については 作付制限

②100～500Bq/kgの値が一定程度見られた地域等については、事前に出荷を制限し、除染や吸収抑制対策を行った上で、地域の米の全量を管理・調査することを条件に作付

3 畜産物に関する取組

①新基準値に対応した飼養管理の徹底

- ・新基準値を越えない食肉や牛乳が生産されるよう飼料の暫定許容値を改訂
- ・新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)への切替え、牧草地の除染対策など

②放射性物質調査

- ・牛肉の全戸調査(岩手、宮城、福島、栃木、茨城、群馬、千葉の7県対象)
- ・乳の調査頻度の強化(上記7県では、1週間に1度)

4 特用林産物(きのこ等)の取組

①安全なきのこ原木の確保、ほだ木の除染、簡易ハウスの導入等

②野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供(ホームページ、パンフレット)

水産物の検査の取組み(農林水産省 水産庁資料より)

1 放射性物質検査の基本方針

① 水産物の汚染状況の調査

- 福島県及び近隣県の主要港 原則、週1回程度
- 漁期のある品目 漁期開始前の検査及び、漁期開始後は週1回程度の継続

② 岩手県及び千葉県の水産物並びに内水面魚種の検査

過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定

2 出荷規制・操業自粛の取組み(基準値超えの値が検出された場合)

ア 周辺での調査を強化(他の地点で基準値越えが検出されない場合) ➡ 操業自粛等(自主的対応)

福島県及び近隣の宮城県、茨城県では、食品の基準値(100Bq/kg)を越える恐れのある水産物の出荷を抑えるため、自主規制を実施。【福島県では操業自粛中(ただし、ミズダコ、ヤナギダコ及びシライトマキバイを対象とした試験操業を除く。)]

イ 他地点でも基準値越えが検出された場合 ➡ 原子力対策本部長による出荷制限指示等

※出荷制限措置の解除 その後の検査の結果、直近1カ月以内の検査結果が全て基準値を安定的に下回った場合

3 検査結果と公表

公表は、サンプリングを行った海域を有する県、又はそれを行った水揚げ港が所在する県、通報を受けた厚生労働省において実施 → 当該県及び厚生労働省のホームページ等で確認

4 広域回遊性魚種において食品衛生法上の基準値(100Bq/kg)を越えた場合の対応(国の方針)

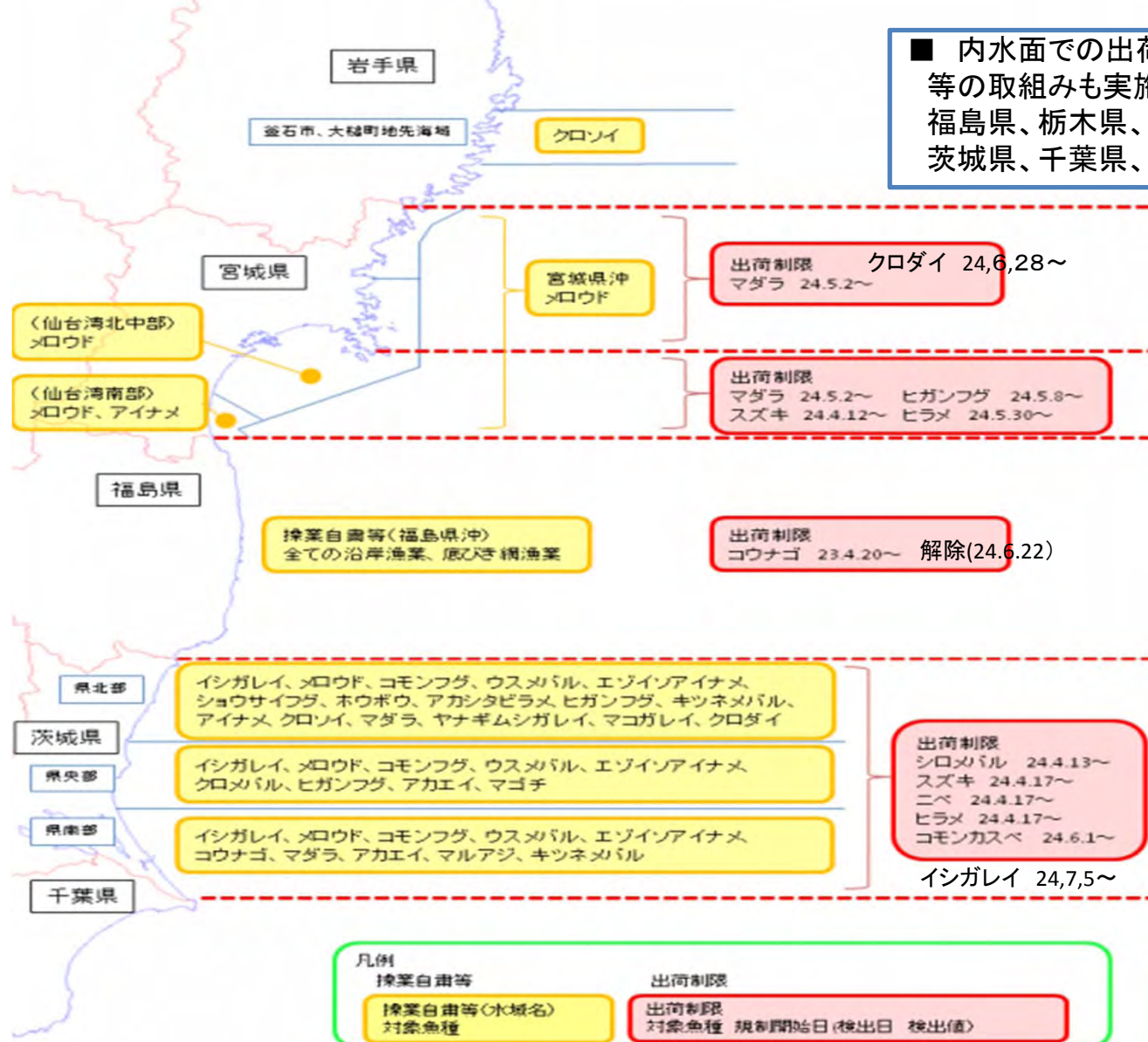
検体が漁獲された海域周辺における関係漁業の操業(原則各県沖)を当面自粛するよう業界に要請



試験操業船によるサンプリングを原則週1回実施し、3回連続基準値を下回った場合に操業を再開

平成24年6月14日現在

■ 内水面での出荷制限や採捕自粛等の取組みも実施(岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県)。





米ぬかを取り扱う事業者の皆様へ



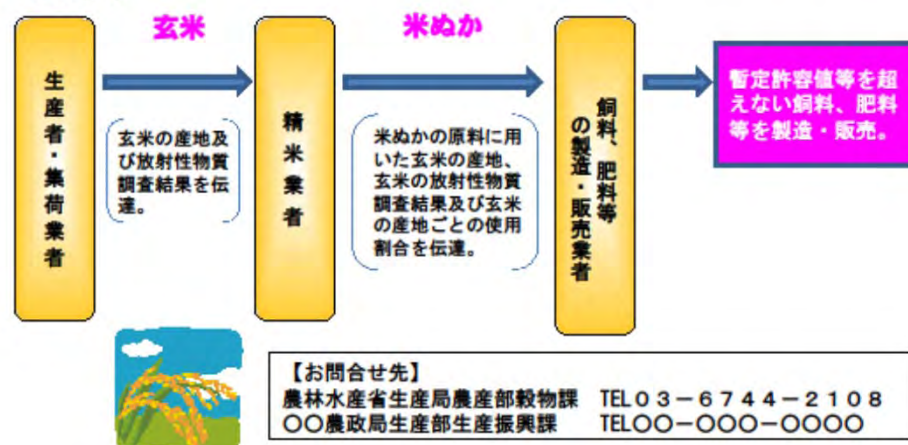
23年産の米ぬかの安全確保の取組について

- ◆ 米ぬかは、玄米よりも放射性セシウム濃度が高い傾向にあります。
- ◆ このため、流通の各段階で玄米の調査結果等を販売先に伝達するとともに、米ぬかをういた飼料、肥料等が暫定許容値を超えないように、安全確保の取組をお願いします。

- 1 玄米と米ぬかの放射性セシウム濃度の比率(加工係数)は「8」です。これにより、米ぬかの放射性セシウム濃度は、次のように推計できます。

$$\text{玄米の放射性物質調査結果} \times \text{加工係数 (8)} \\ = \text{米ぬかの放射性セシウム濃度 (推計値)}$$

- 2 集荷業者や精米業者等においては、使用した玄米の放射性物質調査結果等の情報を米ぬかの販売先に伝達するとともに、飼料、肥料等の製造業者においては、その情報に基づき、米ぬかをういた製品が暫定許容値を超えないように、工程管理の取組をお願いします。



肥料・土壌改良資材・培土の製造業者 (堆肥センター等を含む)の皆様へ

〈暫定許容値を超えない肥料等の生産のために〉

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、原料確認を確実にしましょう。

- 1 今回の原発事故により放射性セシウムに汚染された可能性のある、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さなどの様々な国産肥料原料由来の堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土が製造されるため、これらを対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

＜肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値＞
 400ベクレル/kg（製品重量）

- 2 このため、肥料・土壌改良資材・培土の製造業者の皆様は、
- ① 公表されている国産農畜水産物や雑草・土壌等のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 原料や製品中のセシウムの含有量の確認方法など具体的な手順を定めて、製造・品質管理を適切かつ確実にいき、製品が暫定許容値400ベクレル/kgを十分に下回るよう製造管理を行いましょう。

このことに関するお問い合わせは
 北海道農政部食の安全推進局
 食品政策課農業環境・バイオマスグループ
 011-231-4111（代表）